

総務委員会資料

1 令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第118号

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員
の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

総務企画局

令和5年8月30日

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）を含まないものとする。 (災害派遣手当等)</p> <p>第16条の6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条（国民保護法第183条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合には、当該職員に災害派遣手当（国民保護法第154条において読み替えて準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8</u>において読み替えて準用する場合にあっては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>。以下これらを「災害派遣手当等」という。）を支給する。</p> <p>2 災害派遣手当等の日額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">公用の施設又は これに準ずる施</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">その他の施設</td> </tr> </table>	利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施	その他の施設	<p style="text-align: center;">○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を含まないものとする。 (災害派遣手当等)</p> <p>第16条の6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条（国民保護法第183条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合には、当該職員に災害派遣手当（国民保護法第154条において読み替えて準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条</u>において読み替えて準用する場合にあっては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>。以下これらを「災害派遣手当等」という。）を支給する。</p> <p>2 災害派遣手当等の日額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">公用の施設又は これに準ずる施</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">その他の施設</td> </tr> </table>	利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施	その他の施設
利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施	その他の施設					
利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施	その他の施設					

改正後			改正前		
	設			設	
30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円	30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
3 前2項に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。			3 前2項に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。		

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (給与等の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及び同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能業務職員」という。)に限る。)の給与等の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。)及び旅費とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)の給与等の種類は、基本報酬(正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び災害派遣手当等に相当する報酬、期末手当並びに費用弁償とする。 (災害派遣手当等及びこれらに相当する報酬)</p> <p>第19条 給与条例第16条の6の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあつては、同条第1項中「災害派遣手当(」とあるのは「災害派遣手当に相当する報酬(」と、「武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「武力攻撃災害等派遣手当に相当する報酬」と、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に相当する報酬」と、同条中「災害派遣手当等」とあるのは「災害派遣手当等に相当する報酬」と読み替えるものとする。</p>	<p>○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (給与等の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及び同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能業務職員」という。)に限る。)の給与等の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。)及び旅費とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)の給与等の種類は、基本報酬(正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び災害派遣手当等に相当する報酬、期末手当並びに費用弁償とする。 (災害派遣手当等及びこれらに相当する報酬)</p> <p>第19条 給与条例第16条の6の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあつては、同条第1項中「災害派遣手当(」とあるのは「災害派遣手当に相当する報酬(」と、「武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「武力攻撃災害等派遣手当に相当する報酬」と、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に相当する報酬」と、同条中「災害派遣手当等」とあるのは「災害派遣手当等に相当する報酬」と読み替えるものとする。</p>

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【附則第2項関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)」とあるのは、「<u>災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)</u>及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の120(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の67.5)」とあるのは「100分の165」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)」とあるのは、「<u>災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)</u>及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の120(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の67.5)」とあるのは「100分の165」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【附則第3項関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の120(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の67.5)」とあるのは「100分の165」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の120(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の67.5)」とあるのは「100分の165」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>